

第3講 知的財産権を守る世界の仕組み

第1話 知的財産権の保護制度の歴史



知的財産権保護の機運は
どうして生まれたのですか



- ①広い意味での専業・専売等の特権（パテント）は大変な利権であり、古くは国王や支配者により特定の人に与えられていました。パテントを得た人は富豪になる一方で、多くの民衆はパテントにより苦しめられました。そして国王などの権力者との長い闘争の末に国家による特許制度が生まれました。最初の特許法は1474年のベネチャ特許法と言われています。
- ②しかし、内容的に見て、近代特許法の元祖と言われているのは、1561年に国王の特権を改める形で制定された、当時の大英帝国全体に適用されたイギリス（連合王国）特許法です。
- ③その後、各国で特許法が制定されるようになりましたが、それぞれの事情から異なった制度が作られることになりました。日・米・独のような発明の実体審査を行う審査主義と、仏に代表される無審査主義とに大別されます。詳細は第16講で説明します。
- ④なお、特許と共に実用新案、意匠、商標等の工業所有権法も順次制定されましたが、これらの知的財産関連法はすべて「属地主義」で、各国がそれぞれ独自に権利を付与するために近隣諸国間で本家争いが発生するようになりました。



知的財産権の属地主義とは
どんなことですか



- ①国家の主権の及ぶ範囲はその領土内に限られ、国家が制定した法律が適用されるのは、その国家の主権の及ぶ範囲に限られる。これが法律についての一般的な考え方ですが、この考え方に基づくと、ある国で付与された知的財産権の効力もその国の主権の及ぶ範囲に限られるということになります。このように誰が行ったかにかかわらず、その行為がなされた国家の法律を適用する（したがって、それが適用される範囲も、その国家の領土内に限られる）という考え方を「属地主義」と言います。
- ②しかし、この「属地主義」に基づいて、各国がそれぞれに知的財産権を付与すると、その知的財産権が絡んだ商品等は国境を越えて流通するために、重複や盗用等の様々な問題が市場で発生する可能性が出てきます。事実、いろいろ問題が起こり、その結果、この「属地主義」の問題点を是正するために、知的財産権については「パリ条約」等の国際的な条約や協定が締結されることになりました。
- ③なお、人がどこにいても、その人の行為については本国法を適用するという考え方もあります。これを「属人主義」と言います。



パリ条約とは
どのようなものなのですか



①パリ条約 (the Paris Convention for the Protection of Industrial Property)。工業所有権の国際的保護のための基本的な条約で、1883 年にパリにおいてイギリス、フランス・イタリア等 10 カ国で調印され、発効しました。以後、何度も改正が行われてきている。保護対象は、発明・実用新案・意匠・商標・地理的表示 (原産地表示と原産地名称) など幅広く、不正競争防止規定も含まれる。内容は基本的には、(1) 内国民待遇 (他の同盟国の国民に、自国民と同一の保護を与える)、(2) 優先権制度 (ある加盟国で出願されたものについては、一定期間の間は、他の加盟国での出願も最初の出願と同じ日に出願されたものと見なす) は制度、および (3) 共通規定 (締約国すべてが従うべき最低限の保護規定: 特許独立の原則——ある国で無効とされても他国での特許の効力は左右されないなど) から構成されている。条約加盟国は、現在 160 ケ国以上に達している。

②日本は明治 32 年 (1899 年) に加盟しています。

③パリ条約の概要は次に述べる通りですが、さらに詳細に第 5 講で説明します。

第2話 パリ条約の概要

パリ条約の目的：工業所有権を保護するために同盟を形成する(第1条)。

- (1) 加盟国は工業所有権を内国民と同一条件で保護する国際行動を行う。
- (2) 無体財産の人類共有性の観点から加盟国の工業所有権の保護を通じて技術の交流を促進し、産業の発展を図る。
- (3) 同盟は発明・考案・創作・使用した者(自然人、法人)の人格権を国際的に保証する。

パリ条約の3大原則

- (1) 内国民待遇による保護(第2条)：(1) 内国民に適用される現在及び将来の法令を加盟国の国民に与える。(2) 内国民待遇に住所、営業所を条件としない。(3) 裁判管轄権、代理人の条件は各国の法令による。
- (2) 優先権制度(第4条)：(1) 加盟国の1国に特許、実用新案、意匠、商標を出願した者は他の加盟国への出願に際し一定期間優先権を有する。(2) 期限内の優先権の申し立てにより「最先の地位」をうる。(3) 物の発明における販売条件、方法の発明における物の販売に関する許認可の制限を受けない(第4条の4)。
- (3) 各国特許(工業所有権全体)独立の原則(第4条の2)：各国で付与された特許権等は国ごとに独立し、効力はその国の法令による。(効力は条約に無関係である)

商標保護の原則(第6条、第7条)

- (1) 商標独立の原則(第6条)：(a) 本国の出願・登録状況に無関係、(b) 営業所の存否に無関係(第2条)、(c) 使用の義務はない(第6条の2)
- (2) 周知商標の保護(第6条の2)
- (3) 同盟国の紋章、旗章、記章、証明用呼号等の保護(第6条の3)
- (4) 本国登録商標の保護(テル・ケル商標、第6条の5)

第3話 知的財産権に関するパリ条約以外の主な条約



パリ条約以外に、知的財産権についてはどのような国際条約があるのですか



- ①特許関係では 1970 年 6 月にワシントンで調印された「特許協力条約」(PCT Patent Cooperation Treaty) があります。日本は 1978 年に加盟しました。この条約により、たとえば、保護を受けたい国々を指定して日本の特許庁(受理官庁)に日本語で「国際出願」すれば、その出願の日に各指定国で出願したと同一の効果が得られることになりました。それまでは日本から外国に特許出願する場合、パリ条約に基づく優先権を主張し、各国毎にその国の言語で出願しなければならず、そのため翻訳料を含め多額の特許権取得費用が必要とされました。さらに、それまでは各国の特許庁はそれぞれ独自に審査しなければなりませんでした。各国の特許庁は国際調査及び国際予備調査を協力して行う体制が整備され、それによって各国の特許庁の審査負担も軽減されることになりました。出願人も出願時にはともかく出願国を指定し、実際に出願するかどうかは、国際予備調査の結果を踏まえて、一定期間内に決めれば良いことになり、作業量と費用も大幅に軽減されることになりました。詳しくは第 7 講「特許法」で説明します。
- ②また「植物新品種保護のための国際条約」(International Convention for the Protection of New Varieties of Plants) というものがあります。日本は 1982 年に加盟しています。その他、ブダペスト条約(特許手続上の微生物寄託の国際的承認 1977)、ハーグ協定(意匠の国際寄託 1925)、マドリッド協定(商標の国際登録 1891) などがあります。なお、マドリッド協定により、商標の国際登録機関が設けられ、国際登録を希望する者は各国の特許庁を通じ、指定領域を定めて国際登録を出願します。出願を行うと自動的に国際登録され、指定領域の国は各国の国内法令により審査し、拒絶の理由のない出願について自国で商標権として登録するという仕組みになっています。詳しくは第 10 講で説明します。
- ③さらに著作権に関する基本的条約としてはベルヌ条約(正式には、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約)があります。1886 年スイスのベルンで締結された後、何度も改正されてきています。新しいところは 1986 年に調印されたコンピュータプログラム、データベース等の保護に関するベルヌ改正条約などがあります。これらの条約に伴う日本の著作権法については第 12 講で説明します。